

## 任意後見受任者事情説明書

- ※ 任意後見受任者の方が記載してください。  
※ 記入式の質問には、自由に記入してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和 年 月 日

任意後見受任者の氏名 \_\_\_\_\_ 印

任意後見受任者の住所

- 申立書の任意後見受任者欄記載のとおり  
 次のとおり

〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ ）  
（ 携帯・ 自宅・ 勤務先）

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。  電話してもよい・ 支障がある
- ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

### 1 あなたの現在の生活状況、健康状態など（法人が受任者の場合には記載不要です。）

(1) 職業

（職種： \_\_\_\_\_ 勤務先名： \_\_\_\_\_）

(2) あなたと同居している方を記載してください。

- 同居者なし  
 同居者あり ※ 同居している方の氏名・年齢・あなたとの続柄を記載してください。  
（氏名： \_\_\_\_\_ 年齢： \_\_\_\_\_ あなたとの続柄： \_\_\_\_\_）  
（氏名： \_\_\_\_\_ 年齢： \_\_\_\_\_ あなたとの続柄： \_\_\_\_\_）  
（氏名： \_\_\_\_\_ 年齢： \_\_\_\_\_ あなたとの続柄： \_\_\_\_\_）  
（氏名： \_\_\_\_\_ 年齢： \_\_\_\_\_ あなたとの続柄： \_\_\_\_\_）

(3) 収入等

収入（年収）（ \_\_\_\_\_ 円）

資産

- 不 動 産  
 預 貯 金（ \_\_\_\_\_ 円）  
 有 価 証 券  
 そ の 他（内容： \_\_\_\_\_）

負債（借金）

- 住宅ローン（\_\_\_\_\_円）
- 自動車ローン（\_\_\_\_\_円）
- 消費者金融（\_\_\_\_\_円）
- その他（内容：\_\_\_\_\_）（金額：\_\_\_\_\_円）

(4) あなたとともに生計を立てている方がいる場合又はあなた以外の方の収入で生計を立てている場合には、その方の続柄と収入を記載してください。

あなたとの続柄（\_\_\_\_\_）・収入（年収）（\_\_\_\_\_円）

(5) あなたの現在の健康状態（差し支えない範囲で記載してください。）

- 健康体である。
- 具合が悪い。（具体的な症状：\_\_\_\_\_）
- 通院治療中である。  
（傷病名：\_\_\_\_\_ 通院の頻度：\_\_\_か月に\_\_\_回程度）

## 2 あなたは、次のいずれかに該当しますか。

- 次の事項に該当する。
  - 未成年者である。
  - 家庭裁判所で成年後見人，保佐人，補助人等を解任されたことがある。
  - 破産手続開始決定を受けたが，免責許可決定を受けていないなどで復権していない。
  - 現在，本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
  - あなたの〔 配偶者  親  子〕が，現在，本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
- いずれにも該当しない。

## 3 本人とあなたとの任意後見契約の効力が生ずることについて、どう思われますか。

- 必要  不要（不要と思われる理由について記載してください。）

---

---

## 4 あなたと本人との日常の交流状況（家計状況，面会頻度，介護，援助，事務等）

- (1) 本人との関係  本人の親族（続柄：\_\_\_\_\_）  その他（\_\_\_\_\_）
- (2) 本人との同居の有無  
現在，本人と  同居中である。（同居を開始した時期\_\_\_\_\_年\_\_\_月～）  
 同居していない。
- (3) 本人との家計の状況  
現在，本人と  家計が同一である。  家計は別である。
- (4) ※ 本人と同居していない方のみ回答してください。  
本人との面会の状況  月に（\_\_\_\_\_）回程度  2～3か月に1回程度  
 半年に1回程度  年に1回程度  
 ほとんど会っていない  その他（\_\_\_\_\_）

(5) あなたが本人のために介護や援助など行っていることがあれば記載してください。

---

---

---

**5 あなたと本人との間で、金銭の貸借、担保提供、保証、立替えを行っている関係がありますか。**

- ・ 金銭貸借     なし     あり(具体的な金額, 内容: \_\_\_\_\_)
- ・ 担保提供     なし     あり(具体的な金額, 内容: \_\_\_\_\_)
- ・ 保証         なし     あり(具体的な金額, 内容: \_\_\_\_\_)
- ・ 立替払       なし     あり(具体的な金額, 内容: \_\_\_\_\_)

※ あなたが立て替えた金銭が「あり」の場合、本人に返済を求める意思がありますか。

- 返済を求める意思はない。     返済を求める意思がある。

※ 「あり」に該当する項目がある場合は、関係書類（借用書、担保権設定契約書、保証に関する書類、領収書、立替払を示す領収書・出納帳等）のコピーを添付してください。

**6 あなたが任意後見受任者となった経緯や事情を記載してください。また、任意後見契約のほかに、本人と締結している財産管理などに関する委任契約がある場合は、その内容を記載してください。**

---

---

---

**7 本人の財産管理と身上保護（療養看護）に関する今後の方針、計画**

- 現状を維持する（本人の財産状況、身上保護状況が変化する見込みはない。）
- 以下のとおり、**財産状況**が変化する見込みである。  
（大きな収支の変動、多額の入金の予定など、具体的な内容を記載してください。）

---

---

- 以下のとおり、**身上保護（療養看護）の状況**が変化する見込みである。  
（必要となる医療や福祉サービス、身の回りの世話など、具体的な内容を記載してください。）

---

---

**8 任意後見監督人選任の手続**

誰を任意後見監督人に選任するかについての家庭裁判所の判断に対しては、不服の申立てができないことを理解していますか。

- 理解している。     理解していない。

## 9 任意後見人及び任意後見監督人の役割及び責任

家庭裁判所で配布しているパンフレットや裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料をご覧になるなどして、任意後見人及び任意後見監督人の役割や責任を理解していますか。

- 理解している。
- 理解できないところがある。又は疑問点がある。  
(理解できないところや疑問点について記載してください。)

- 
- 理解できていない。  
→ 家庭裁判所で配布しているパンフレットや裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料などで、任意後見人及び任意後見監督人の役割や責任について説明していますので、そちらをご覧になってください。

## 任意後見受任者事情説明書

- ※ 任意後見受任者の方が記載してください。  
※ 記入式の質問には、自由に記入してください。選択式の質問には、該当する部分の口にチェックを付してください。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

任意後見受任者の氏名 甲 野 夏 男 (印)

任意後見受任者の住所

- 申立書の任意後見受任者欄記載のとおり  
 次のとおり

〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 000 ( 0000 ) 0000

( 携帯・ 自宅・ 勤務先)

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。  電話してもよい  支障がある
- ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

### 特になし

#### 1 あなたの現在の生活状況、健康状態など（法人が受任者の場合には記載不要です。）

(1) 職業

(職種：会社員 勤務先名：〇〇株式会社)

(2) あなたと同居している方を記載してください。

同居者なし

同居者あり ※ 同居している方の氏名・年齢・あなたとの続柄を記載してください。

(氏名：甲野 花子 年齢：〇〇 あなたとの続柄：母)

(氏名：甲野 海子 年齢：〇〇 あなたとの続柄：妻)

(氏名：甲野 海人 年齢：〇〇 あなたとの続柄：長男)

(氏名：\_\_\_\_\_ 年齢：\_\_\_\_\_ あなたとの続柄：\_\_\_\_\_)

(3) 収入等

収入（年収）（〇〇〇万 円）

資産

不 動 産

預 貯 金（〇〇〇万 円）

有 価 証 券

そ の 他（内容：\_\_\_\_\_）

負債（借金）

- 住宅ローン（\_\_\_\_\_円）  
 自動車ローン（〇〇万円）  
 消費者金融（\_\_\_\_\_円）  
 その他（内容：\_\_\_\_\_）（金額：\_\_\_\_\_円）

(4) あなたとともに生計を立てている方がいる場合又はあなた以外の方の収入で生計を立てている場合には、その方の続柄と収入を記載してください。

あなたとの続柄（妻）・収入（年収）（〇〇〇万円）

(5) あなたの現在の健康状態（差し支えない範囲で記載してください。）

- 健康体である。  
 具合が悪い。（具体的な症状：\_\_\_\_\_）  
 通院治療中である。  
（傷病名：\_\_\_\_\_ 通院の頻度：\_\_\_か月に\_\_\_回程度）

## 2 あなたは、次のいずれかに該当しますか。

- 次の事項に該当する。  
 未成年者である。  
 家庭裁判所で成年後見人、保佐人、補助人等を解任されたことがある。  
 破産手続開始決定を受けたが、免責許可決定を受けていないなどで復権していない。  
 現在、本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。  
 あなたの〔 配偶者  親  子〕が、現在、本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。  
 いずれにも該当しない。

## 3 本人とあなたとの任意後見契約の効力が生ずることについて、どう思われますか。

- 必要  不要（不要と思われる理由について記載してください。）

---

---

## 4 あなたと本人との日常の交流状況（家計状況、面会頻度、介護、援助、事務等）

- (1) 本人との関係  本人の親族（続柄：子）  その他（\_\_\_\_\_）
- (2) 本人との同居の有無  
現在、本人と  同居中である。（同居を開始した時期\_\_\_\_\_年\_\_\_月～）  
 同居していない。
- (3) 本人との家計の状況  
現在、本人と  家計が同一である。  家計は別である。
- (4) ※ 本人と同居していない方のみ回答してください。  
本人との面会の状況  月に（4）回程度  2～3か月に1回程度  
 半年に1回程度  年に1回程度  
 ほとんど会っていない  その他（\_\_\_\_\_）

(5) あなたが本人のために介護や援助など行っていることがあれば記載してください。

**本人が入所してから、週1回、面会に行っており、その際に施設の方からも本人の様子を聞いている。**

5 あなたと本人との間で、金銭の貸借、担保提供、保証、立替えを行っている関係がありますか。

- ・ 金銭貸借  なし  あり(具体的な金額, 内容: \_\_\_\_\_)
- ・ 担保提供  なし  あり(具体的な金額, 内容: \_\_\_\_\_)
- ・ 保証  なし  あり(具体的な金額, 内容: \_\_\_\_\_)
- ・ 立替払  なし  あり(具体的な金額, 内容: \_\_\_\_\_)

※ あなたが立て替えた金銭が「あり」の場合、本人に返済を求める意思がありますか。  
 返済を求める意思はない。  返済を求める意思がある。

※ 「あり」に該当する項目がある場合は、関係書類(借用書、担保権設定契約書、保証に関する書類、領収書、立替払を示す領収書・出納帳等)のコピーを添付してください。

6 あなたが任意後見受任者となった経緯や事情を記載してください。また、任意後見契約のほかに、本人と締結している財産管理などに関する委任契約がある場合は、その内容を記載してください。

**任意後見契約について家族で話し合った際、本人から、任意後見受任者になってもらいたいとの意向があったことから、本人の状況をよく把握している私が任意後見受任者となった。**

7 本人の財産管理と身上保護(療養看護)に関する今後の方針、計画

現状を維持する(本人の財産状況、身上保護状況が変化する見込みはない。)

以下のとおり、**財産状況**が変化する見込みである。

(大きな収支の変動、多額の入金の予定など、具体的な内容を記載してください。)

**本人の弟である甲野次郎が令和〇年〇月に亡くなり、遺産分割手続きが行われる予定で、財産を取得する見込みである。**

以下のとおり、**身上保護(療養看護)の状況**が変化する見込みである。

(必要となる医療や福祉サービス、身の回りの世話など、具体的な内容を記載してください。)

**本人の希望により、他の施設への入所を検討している。**

8 任意後見監督人選任の手続

誰を任意後見監督人に選任するかについての家庭裁判所の判断に対しては、不服の申立てができないことを理解していますか。

理解している。  理解していない。

## 9 任意後見人及び任意後見監督人の役割及び責任

家庭裁判所で配布しているパンフレットや裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料をご覧になるなどして、任意後見人及び任意後見監督人の役割や責任を理解していますか。

- 理解している。
- 理解できないところがある。又は疑問点がある。  
(理解できないところや疑問点について記載してください。)

- 
- 理解できていない。  
→ 家庭裁判所で配布しているパンフレットや裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料などで、任意後見人及び任意後見監督人の役割や責任について説明していますので、そちらをご覧になってください。